特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

)私事性的画像記録の提供等による披害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百二十六号))いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・)会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・)電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・)非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十1
_	•	•	•	•	_
(妙)	•	•	•	•	一年法律第百三十七号)
•	•	•	•	•	第百
•	•	•	•	•	三十
•	•	•	•	•	七
•	•	•	•	•	亏
	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•
27	26	26	26	4	1

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成十三年法律第百三十七号)

(趣旨)

一条 限及び発信者 この 法 情報 律 は の開示を請求する権利につき定めるものとする。 特定電気通信による情 報の流通によって権利の 侵害が あ った場合につい . て、 特定電気通信役務提 供者の損 害賠償責任 0) 制

(定義

第二条 この法律に お いて、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 号に規定する電 特定電気通信 気通 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信 信をいう。 以下この号において同じ。 0) 送信 (公衆によって直接受信されることを目的とする電 (電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 気通 信の送信を除 第二条第
- 兀 . 限る。) 特定電気通信役務提供者 信者 に情報を入力した者をいう。 定電気通 に情報を記 特 信設備 定電 気通信役務提供者の用 録 特定電気通信の用に供される電気通信設備 Ĺ 又は 特定電気通信設備を用いて他人の 当 該 特定電気通信設備の いる特定電気通信設備の記録媒体 送 2信装置 通信を媒介し、 (電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。 (当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る (当該記録媒体に記録された情報が不 その他特定電気通信設備を他人の 特定の者に送信されるも 通信の用に供する者をいう。 をいう。

(損害賠償責任の制限)

第三条 定電気通信役務提供者 \mathcal{O} 不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、 責めに任じない。 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、 ただし、 (以下この項において「関係役務提供者」という。 当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、 。 は、 当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用い これによって生じた損害については、 この限りでない 権利を侵害 した情報の . る特 賠償

- 当 該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- \mathcal{O} |該関係 権 利 が 侵 役務提供者が、 と害され ていることを知ることができたと認めるに足りる 当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、 相当の理由があるとき。 当該特定電気通信による情報の 流 通によっ て 他
- 場 0 合であっ 発信者に生じた損害に 特定電気通信役務提供者は、 次 の各号 っい Ď 1 ずれか 、ては、 特定電気通信による情報の送信を防 当該措置が当該情報の に該当するときは 賠償の 不特定の 責めに任じな 者に対する送信を防止するために必要な限度において行わ 止する措置を講じた場合において、 当該措置により送信を防止された情報 れたものである

2

理 該 特 定 電 気通 信 役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他 人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相 当 の

由

が

あ

0

たとき

よう申 に ることに同意するかどうかを照会し を示し お 定電 出 . T Iがあ て当該特定電気通 気 侵 通 害情 った場合に、 信によ 報 る情報 とい . う。 当 信役務提供者に対し侵害情報の \mathcal{O} ⊺該特 流 通に 定電気通信役務提供者が、 侵害さ よっ た場合において、 て自 れたとする権利及び 三の 権利を侵害されたとする者 当該 **吟発信者** 送信 当 を防 該 権 侵害情 l が 当 利が 止 該照会を受けた日 する措置 侵害されたとする理由 報の発信者に対 から、 (以下この号において 当該 権利 から七日を経過しても当該発信者 し当該侵害情報等を示して当該送信 を侵害したとする情報 (以下この号において 「送信防止 措 置」という。 「侵害情 以 下この号 から当 報等」 防 让措置 7該送 及 を講ずる と び 信 |を講 第 、 う。 四 防 ず 11: 条

(公職の 候補者等に 係 る 特例

措

置

を講ずることに同

意しない

旨

(T)

申

出

が

な

か

0

たとき。

第三条の二 情報に じた損害につい 次 0 各号 限る。 0 前 い 以下この 条第二項 ては、 ず ħ か 条にお 当該措置が当該情 に該当するときは、 の場合の 1 て同 ほ か、 ľ 特 報 定 賠 \mathcal{O} \mathcal{O} 電気通信役務提供 償 不特定の者に対する送信を防 送信を防止する措置を 0 責めに 任じない。 人者は、 特定電 講じた場合におい 気通信による情報 止 するため É て、 . 必 要な限度におい 当 該 (選挙運 措置により送信を防 動 \mathcal{O} 期間 て行 的中に頒 われ たも 止された情 派布され Ŏ で あ た文書図 報の る場合であっ 発信者に 画 係 生 る

ある旨 以下 十六 出政 画 照会を受けた 該 情 害情報送 昭 報等及び 定電 名誉侵 条の三第 党等 という。 和二十五 定電気通 「名誉侵 (以 下 気通 同 害 信 信に 害情 信に 名誉侵害情報の 日 情 防 法第八十六条の二 年法律第百号) 「名誉侵害情報等」という。) 項の に係るもの 報等 から二日を経過し 止 措置 報 よる情報であっ よる情報であって、 を示して当該名誉侵害情報送信 規定による届出をした政党その という。 という。 0) 第八十六条第一 流通によって自己の名誉を侵害され 発 元信者の 第 て、 ても当該発信者から当該 を講ずるよう申出があった場合に、 名誉が侵害された旨、 項 特定 電 選挙運動のために使用し、 の規定による届出をし 子 文書図 メ を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情 項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。] ル 画に ア 他の K 防 に係るも レ 止 ス等 措置を講ずることに同 政 名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意し 名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が 治団体をいう。 Ŏ た政党その (公職選挙法第百四 \mathcal{O} 流 たとする公職の候補者等 又は当選を得させない 通 によっ 当該特定電気通信役務提供者が、 他 の政治団体をいう。 をい て自己の 意するかどうか 、 う。 [十二条の三第三項に規定する電子 名誉を侵害されたとする公 以下同じ。 ための活動に使用する文書図 (公職 を照会した場合に 若しくは参議院名簿届 の候補者又は候補 から、 報 D)送信を 当 当該名誉を侵害したとする情報 ない 「該名誉侵害情報 職 旨 お 防 :特定文書図画に係るもの 者届 メ 止 0 \mathcal{O} V) 立する措 若しくは衆議院名簿 て、 申 候 画 ル 補 出 出 出 (以下 者等 当 |政党 T が 政 F 党等 の発信者に対 な 該 置 発信者が当 レ カコ カ (公職選 「特定文 (以下 5 0 ス グ等を たとき。 (同法第 「名誉 挙 で 法 図

名誉侵害情報送信 信 以下同じ。 の受信をする者が使用す が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対 防止 措置を講ずるよう申出があった場合であって、 る通信端 末機器 (入出力装置を含む。 の映像面に正しく表示されていないとき。 当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電

(発信者情報の開示請求等)

第四条 気通信 務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報 ものをいう。 の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、 以下同じ。 0) 開示を請求することができる (氏名、 住所その 他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定める (以 下 「開示関係役務提供者」という。 次の各号のいずれにも該当するときに限り、 に対し、 当該開 当該特定電 示関係役

- 侵害情報の 流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 理 由 があるとき。 該発信者情報 が当該開示の 請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な
- 2 場 %合その 開 示 関係役務提供者は、 他 特 別 の事 情がある場合を除き、 前項の規定による開示の請求を受けたときは、 開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない
- 3 行為をしてはならな 項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、 当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する

重大な過失が 開示関係役務提供者は、 ある場合でなければ、 第 項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、 賠 償の責めに任じない。 ただし、 当該開 .示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者であ 故意又は

4

る場合は、

この限りでない。

○非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)(抄)

第二編 非訟事件の手続の通則

第一章 総則

(第二編の適用範囲)

第三条 非訟事件の手続については、 次編から第五編まで及び他の法令に定めるもののほか、 この編の定めるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)

第四条 裁判 所 には、 非 訟事件の 手続が公正 カュ つ迅速に行われるように努め、 当事者は、 信義に従い誠実に非訟事件の手 ·続を追行しなければなら

第二章 非訟事件に共通する手続

ない。

第一節 管轄

(管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所)

第五条 る裁判所の管轄に属し、 非訟事件は、 管轄が 日 :人の住所地により定まる場合において、 本国内に居所がないとき又は居所が知れ 日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその居所地を管轄す ないときはその最後の住所地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 1 とき、 非訟事件は、 又は 住 所が 管轄が法人その他の社団又は財団 知 れないときは、 代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の管轄に属する。 (外国の社団又は財団を除く。 の住所地により定まる場合におい て、 日本国内に住所がな

3 管轄に属する。 裁判所の管轄に属 非訟事件は、 管轄が外国の社団又は財団の住所地により定まる場合においては、 Ĺ 日 本国 内に事務 所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所 日本における主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する の

(優先管轄等)

第六条 と認めるときは、 手続を開始した裁判所が管轄する。 この法律の他 申 立 の規定又は他の法令の規定により二以上の裁判 てにより又は職権で、 ただし、 その裁判所は、 非訟事件の全部又は 非訟事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときその他相当 部を他の管轄裁判所に移送することができる。 所が管轄権を有するときは、 非訟事件は、先に申立てを受け、 又は職権で

管轄裁判所の指定)

轄裁判所を定める。

第七条 管轄裁 判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、 その裁判所の直近上級の裁判所は、 申立てにより又は職権で、 管

- 2 裁 (判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは) 関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、 申立てにより又は
- 3 権で、 前 項 Ó 規定により管轄裁判所を定める裁判に対しては、 :轄裁判所を定める。 不服を申し立てることができな

職

管

4 第 項又は 第二項 の申立てを却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

(管轄裁判所 0 特例

第八条 所在地又は最高裁判 この 法 全律の他 所規則で定める地を管轄する裁判所の の規定又は他の法令の規定により非訟事件の管轄が定まらないときは、 管轄に属する その非訟事件は、 裁判を求める事項に係る財産の

(管轄の 標準 時

第九条 裁判所の管轄は、 非訟事 仲の申立 一てが あ 0 た時又は .裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時を標準として定める

(移送等に関 する民事訴 訟法の 準用等

第十条 民事訴 訟法 (平成八年法律第百九号) 第十六条 (第二項ただし書を除く。 第十八条、 第二十一条及び第二十二条の規定は、 非 訟事

件の 移送等について準用する

2 非 訟事件の 移送 の裁判に対する即時抗告 は 執 行停 止の 効力を有する。

第二節 裁 判 所 職 員 0 除斥及び忌避

裁裁 判官の除 斥

第十一条 裁判官は、 次に掲げる場合には、 その職務 0 執行 から 除斥される。 ただし、 第六号に掲げる場合にあっては、 他 の裁 判 所の 嘱託によ

ŋ ·受託裁判官としてその職務を行うことを妨げ ない。

れ 却下する終局決定を除く。 5 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、 Ō 者と共同権利者、 共同 .義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。 がされた場合において、 その裁判を受ける者となる者をいう。 事 仲の当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者 以下同じ。)であるとき、 (終局 又は事件についてこ 決定 申立 一てを

裁 判官が当事者 又はその 他の裁判を受ける者となるべ き者 Ō 四親等内の血 族、 三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、 又はあっ

たとき。

裁判官が当事者又はその 他の裁判を受ける者となるべき者の後見人、 後見監督人、 保佐人、 保佐監督人、 補助人又は補助監督人であると

き。

兀 裁判官が 事件に つ いて証· 人若しくは鑑定人となったとき、 又は審問を受けることとなったとき。

- 五. 裁 数判官が 事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、 又はあったとき。
- 六 判官が事件につ いて仲裁判断に関与し、 又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
- 2 前 項に規定する除 斥 \mathcal{O} 原因があるときは、 裁判所は 申立てにより又は職権で、 除斥の裁判をする

裁判官の忌避)

- 第十二条 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、 当事者は、 その裁判官を忌避することができる。
- 2 を知らなかったとき、 当事者は、 裁判官 0 又は忌避の原因がその後に生じたときは、 面 前において事件について陳述をしたときは、 この限りでない その裁判官を忌避することができない。ただし、 忌避の原因があること

(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)

- 第十三条 裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の 人の 裁判 官 の除 . 斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、 裁判をする。 簡易裁 判 所
- 2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体でする。
- 3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。
- 除斥又は忌避の申立てがあったときは、 その申立てについ ての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなけ ればならな ただし、 急

速を要する行為については、この限りでない。

4

- 5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、 第三項の規定は、 適用しない。
- 一非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。
- 一 前条第二項の規定に違反するとき。
- 三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。
- 6 判 前項の 所の 人の 裁判 裁判官若しくは簡易裁判所の裁判官をいう。 は 第 項及び第一 一項の規定にかかわらず、 忌避された受命裁判官等 次条第三項ただし書において同じ。 (受命裁判官、 がすることができる。 受託裁判官又は非訟事件を取り扱う地方裁
- 7 五 項 0 裁 判をした場合には、 第四項本文の規定にかかわらず、 非 訟事件の手続は停止 しない。
- 8 除斥又は忌避 を理 由があるとする裁判に対しては、 不服を申し立てることができない。
- (裁判所書記官の除斥及び忌避)

9

除斥又は忌避

の申立てを却下する裁判に対しては

即時抗告をすることができる

第十四条 裁判 所書記 官 の除斥及び忌避については、 第十一条、 第十二条並びに前条第三 項、 第五項 第八項及び第九項 の規定を準用する。

- 2 す が であっ える裁 (判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、 判が た非 あったときは、 訟 事件に関与することができない。 この限りでない ただし、 前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下 その裁判所書記官は、 その申立てについての裁判が確定するまでその申立 7
- 3 受命裁判官又は受託裁判官にあっては、 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、 当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることができ 裁判所書記官の 所属する裁判所がする。 ただし、 前項ただし書の 裁判 は 受命:

(専門委員の除斥及び忌避)

る。

第十五 Ŧī. 第三項の規定を準用する。 項各号」と読み替えるものとする。 条 非 訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については、 この場合において、 同条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」とあるのは 第十一条、 第十二条、 第十三条第八項及び第九項 (並びに) 前条第一 「第十三条第 項 及

第三節 当事者能力及び手続行為能力

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十六条 四条第 訟法第二十八条、 一項において 当事者能 第二十九条、 力 「手続行為能力」という。)、 非訟事 事件の手 第三十一条、 続における手続上の行為 第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。 手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授権については、 (以下「手続行為」という。) をすることができる能力 (以下この項及び第七 民事訴

- 2 督人又は後見監督人の 他 被保佐人、 の法定代理 一人が他 被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。 の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、 同意その他の授権を要しない。 職権により手続が開始された場合についても、 保佐 人若しくは保佐監督人、 同様とする。 次項において同じ。) 補 助 人若しくは補助 又は後見人その
- 被保佐人、 被補助 人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、 特別の授権がなければならない。
- 非訟事件の申立ての取下げ又は和解
- 二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第七十七条第二項の申立ての取下げ

(特別代理人)

とができる

第十七条 非 訟事件 裁判長は、 0 手 続 が 遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、 未成年者又は成年被後見人について、 法定代理 人が ない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合におい 利害関係人の申立てにより又は職権で、 特別代理人を選任するこ 7

- 2 特別代理人の選任の裁判は、 疎明に基づいてする
- 3 判 所は、 *(*) つでも特別代理人を改任することができる。

4

特別

代理

人が手続行為をするには、

後見人と同一の授権がなければならない。

- 5 第一 項の申立てを却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

法定代理権 0 消 滅 0 通 知

第十八条 法定代理 権 の消滅は、 本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、 その効力を生じない。

、法人の代表者等 への準用

第十九条 法人の代表者及び法人でない 社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、 この法律中法定代理及び法定

代理人に関する規定を準用する。

第四節 参加

(当事 者参加

第二十条 当事者となる資格を有する者は、 当事者として非訟事件の手続に参加することができる。

- 2 前項の規定による参加 (次項において「当事者参 加 という。 の申 出 は、 参)加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。
- 3 当事者参加の申出を却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。

、利害関係参 加

第二十一条 裁判を受ける者となるべき者は、 非訟事件の手続に参加することができる。

2 裁判を受ける者となるべき者以外の者であって、 裁判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、 裁判 前

0 許可を得て、 非訟事件の手続に参加することができる。

- 3 前条第二項の規定は、 第 項の規定による参加の申出及び前項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。
- 4 第 項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 5 できる。 非 第 訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判 項又は第二項の規定により非訟事件の手続に参加した者(以下 ただし、 裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、 「利害関係参加人」という。)は、 所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。 利害関係参加人が不服申立て又は異議 当事者がすることができる手続行為 をすることが

第五節 手続代理人及び補佐人 申立てに関するこの法律の他の規定又は他の法令の規定によりすることができる場合に限る。

0

(手続代理人の資格)

- 第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、 弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、 審
- 裁判所においては、 その許可を得て、 弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

いつでも取り消すことができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

2

前項ただし書の許可は、

- 第二十三条 手続代理人は、 委任を受けた事件について、 参加、 強 制 執行及び保全処分に関する行為をし、 かつ、 弁済を受領することができる。
- 2 手続代理人は、 次に掲げる事項については、 特別の委任を受けなけ ればならない
- 一非訟事件の申立ての取下げ又は和解
- 二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第七十七条第二項の申立て
- 二 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ
- 四 代理人の選任
- 3 手続代理人の代理権は、 制限することができない。 ただし、 弁護士でない手続代理人については、この限りでない。
- 4 前三項の規定は、 法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

(法定代理の規定及び民事訴訟法の準用)

- 第二十四条 第十八条並びに民事訴訟法第三十四条 (第三項を除く。) 及び第五十六条から第五十八条まで (同条第三項を除く。) の規定は
- 手続代理人及びその代理権について準用する。

(補佐人)

- 第二十五条 非訟事件の手続における補佐人については、 民事訴訟法第六十条の規定を準用する。
- 第六節 手続費用
- 第一款 手続費用の負担
- (手続費用の負担)
- 第二十六条 非 訟事件の手続の費用 (以下「手続費用」という。) は、 特別の定めがある場合を除き、各自の負担とする。
- 2 ぞれ負担すべき手続費用の全部又は 裁判所は、 事情により、 この法律の他の規定(次項を除く。)又は他の法令の規定によれば当事者、 部を、 その負担すべき者以外の者であって次に掲げるものに負担させることができる。 利害関係参加人その他 の関係人がそれ
- 当事者又は利害関係参加人

- 一 前号に掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者
- 三 前号に掲げる者に準ずる者であって、その裁判により直接に利益を受けるも
- 前 二項又は 他 の法令の 規定によれば法務大臣又は検察官が負担 すべき手続費用は 玉 [庫の負担とする。

5.

第二十七条

事実の調査

証拠調べ、

呼出し、

告知その他の非訟事件の手続に必要な行為に要する費用は、

国庫において立て替えることができ

(手続費用の立替え)

(手続費用に関する民事訴訟法の準用等)

第二十八条 関する部分を除く。 規定による参加の申 で及び」とあるのは 参加についての異議の取下げ」とあるのは 民事訴訟法第六十七条から第七十四条までの規定) は、 出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、 「非訟事件手続法第二十八条第一項において準用する」と読み替えるものとする。 手続費用の負担について準用する。 「非訟事件手続法 (裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に この場合において、 (平成二十三年法律第五十一号) 第二十条第一 同法第七十三条第一項中 同条第二項中 「補助参 項若しくは第二十一条第 「第六十一条から第六十六条ま 加の申出の取下げ又は 項 $\hat{\mathcal{O}}$

2 二条後段において準用する場合を含む。)、 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項 第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は (前項において準用する同法第七十

第二款 手続上の救助

の効力を有する。

裁判所は、 行為をしていることが明らかなときは、 -九条 申立てにより、 非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対 手続上の救助の裁判をすることができる。ただし、 この限りでない。 救助を求める者が不当な目的で非訟事件の申立てその他の手

2 て準用する。 Iえるものとする。 民事訴訟法第八十二条第二項及び第八十三条から第八十六条まで この場合において、 同法第八十四条中 「第八十二条第一項本文」とあるのは、 (同法第八十三条第一項第三号を除く。) 「非訟事件手続法第二十九条第一項本文」 の規定は 手 続上の救助につい と読み

第七節 非訟事件の審理等

手続の非公開)

第三十条 非 訟事件 の手続は、 公開し ない。 ただし、 裁判所は、 相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(調書の作成等)

- 第三十 は (記録の 裁判長におい 閲 覧等 裁 判所書記官は、 てその必要がない 非訟事 件の と認めるときは 手 続 の期日につい その 経過の て、 調書を作成しなければならない。 要領を記録 上明らかにすることをもって、 ただし、 証 これに代えることができる。 拠調べの 期日以外の期日につ て
- 第三十二条 が 正 本、 できる 謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の 事者又は利害関係を疎明し た第三 一者は、 裁判 所の許可を得て、 証明書の交付 (第百十二条において 裁判所書記官に対し、 「記録の閲覧等」という。 非 訟事件の 記録の閲覧若し を請求すること くは謄写、 その
- 2 製 は を請求することができる 前項の規定は 適用しない。 この場合におい 非訟事件の 記録中の録音テ て、 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、 ープ又はビデオテープ (これらに準ずる方法により一定 裁判所の許可を得て、 の事項を記録した物を含む。 裁判所書記官に対し、 これらの物 に関 して 複
- 3 認めるときを除き、 裁判所は、 当事者から前っ これを許可しなければならない。 一項の規定による許可の申立てがあった場合においては、 当事者又は第三者に著しい 損害を及ぼ す おそれ があると
- 4 許可することができる。 裁判所は 利害関係を疎明し た第三者から第一 項又は 第二 項 の規 定による許可の申立てがあった場合におい て、 相 当と認めるときは これ
- 得 ないで、 裁 判書の 裁 正 判所書記官に対し、 本、 謄本若しくは抄本又は非 その交付を請求することができる。 訟事件に関する事 ,項の証明書については、 裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、 当事者は、 第 項 の規定にか か わらず、 裁 同様とする 判所 の許可

5

- 6 非 訟 事件 \mathcal{O} 記 録 の閲覧、 謄写及び複製の請求は、 非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは することができない
- 7 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 8 0 即時 項 抗告を却下しなければならない。 Ó 規定による即時抗告が非訟事件の 手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは 原 裁判 所は、 そ
- 9 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- (専門委員)
- 第三十三条 長 消門的 (が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の な知見に基づく意見を聴くため 裁 判 所 は 的 確か つ円滑な審理の実現のため、 に専門委員を非訟事 又は 件の手続に関与させることができる。 手続 和 解 の期日において口頭で述べさせなければならない。 を試みるに当たり、 必要があると認めるときは、 この場合において、 車 当事者の意見を聴い 时子委員 の意見は、 裁判 て、

- 2 裁判 所 は 当 事者 の意見を聴い て、 前 項 の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。
- 3 門 判 び当事 所 は 者 必 要があると認めるとき 証 人 鑑定人その他非訟事件 は、 専門委員を非訟事 :の手続 \mathcal{O} 期日に出 件の 手 頭した者に対し直接に問いを発することを許すことができる 続の期日に立ち会わせることができる。この場合において、 裁判長は、 専
- 4 より、 を述べさせることができる。 直接に問いを発することを許すことができる。 裁判所は、 裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、 専門委員が 遠隔の この場合におい 地に居住しているときその て、 裁判長は、 他相当と認めるときは、 専門委員が当事者、 証人、 当事者の意見を聴いて、 鑑定人その他非訟事件の手 最高裁判所規則で定めるところに 続 専門委員に第 \mathcal{O} 期 得に出 頭した者に対 項の意見
- 5 場 合において、 民 事 訴 :訟法第九十二条の五の規定は、 同条第一 二項中 「第九十二条の二」とあるの 第一 項の規定により非 は 訟事 非訟事件手続法第三十三条第一 件の手続に関与させる専門委員の指定及び任免等について準用する。 項」と読み替えるものとする この
- 6 五第二 続 に関与させる裁判 (命裁判官又は受託裁判官が 項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、 その 裁判の 第 取 項 の 消 L 及び 手続を行う場合には、 専門委員の その裁判官が行う。 治定は、 同 非 項 ·訟事件 から第四項までの規定及び前項にお ただし、 こが係属 心してい 証拠調べ 、る裁判 0) 期日における手続を行う場合には 所がする。 いて準用する民事訴訟法第九 専門委員を手 十 一条の

(期日及び期間)

第三十四条 非訟事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

- 2 非 訟 事件 \mathcal{O} 手 続 の期 日 は、 B むを得ない場合に限 日 曜日その 他 の一 般の休日に指定することができる。
- 3 非 訟 事件の手続 の期 日の変更は、 顕著な事由がある場合に限り、 することができる
- 4 民 事 訴 訟法 第九 +兀 条 から第九十七条までの規定 は 非 訟事 件 .. の 手 続 の期 日及び期間 に 0 V て準用する。

(手続の併合等)

第三十五条 裁判所は、非訟事件の手続を併合し、又は分離することができる

- 2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。
- 3 た当事 判 者が尋 所は 当事者 間 . の 申 を異にする非訟事件について手続の併合を命じた場合に 出 をしたときは、 その 尋問 をし なけ ればならない お 1 て、 その 前に尋問をした証人につい て、 尋問 の機会が かなか つ

法令により手続を続行すべき者による受継

第三十六条 資格のある者 当 は 事 者 1が死亡、 そ 0) 手続を受け 資格の喪失その 継が なけ 他の事 れ ば なら 由 [によっ な て非 訟事件 の手続を続行することができない場合には、 法令により手続を続行する

- 2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは 即時抗告をすることができる。
- 3 が せることができる。 第 項の場合には 裁判所は、 他の当事者の申立てにより又は職権で、 法令により手続を続行する資格のある者に非 **介訟事件** の手続を受け継

他の申立権者による受継

該

裁判に対し、

第三十七条 続行する資格のある者がないときは、 非 訟事件の申立人が死亡、 当該非 資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において、 訟事件の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができる 法令により手続を

2 前項 の規定による受継の申立ては、 同項 0 事 由が生じた日から一月以内にしなければならない。

、送達及び手続の中止

第三十八条 る事項」と読み替えるものとする の規定を準用する。 送達及び非訟事件の この場合におい 手続の中 止 については、 . て、 同法第百十三条中 民事訴訟法第一編第五章第四節及び第百三十条から第百三十二条まで 「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、 (同条第 「裁判を求め 項 É

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第三十九条 裁 判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、 その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

前 !項の裁判に対 しては、 即時抗告をすることができる。

検察官の関与

2

第四十条 検察官は、 非訟事件について意見を述べ、 その手続の期日に立ち会うことができる

2 裁判所は、 検察官に対 Ĺ 非訟事 ·件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

第八節 検察官に対する通 知

第四十 条 管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知し 裁 判所その他の官庁、 検察官又は吏員は、 その職務上検察官の申立てにより な け ればならない 非 、訟事件の裁判をすべき場合が生じたことを知ったと

九節 電子情報処理組織による申立て等

第

第四十二 項 (から第五 条 非 項までの規定 訟事件の手続における申立てその他の申述 (支払督促に関する部分を除く。 (次項において「申立て等」という。) については、 を準用する。 民事訴訟法第百三十二条の十第

前項に におい て準用する民事訴訟法第百三十二条の十第 一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟

2

事 件の 記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、 謄本若しくは抄本の交付は、 同条第五項の書面をもってするものとする。 当該申立て等に係る

書類の送達又は送付も、同様とする。

第三章 第一審裁判所における非訟事件の手続

第一節 非訟事件の申立て

(申立ての方式等)

第四十三条 非 訟事件の申立ては、 申立書 (以下この条及び第五十七条第一項において 「非訟事件の申立書」という。)を裁判所に提出してし

なければならない。

2 非訟事件の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び原因

3

申立人は、 二以上 の事項について裁判を求める場合において、 これらの事項につい ての非訟事件の手続が同種であり、 これらの事項 同

0 事実上及び法律上 の原因に基づくときは、 一の申立てにより求めることができる

ならない。 非 訟事件の申立書が第 民 事訴訟費用等に関する法律 一項の規定に違反する場合には、 (昭和四十六年法律第四十号) 裁判長は、 相当の期間を定め、 の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も その期間内に不備を補正すべきことを命じなけれ 一様と

する。

4

5 前項の場合において、 申立人が不備を補正しないときは、 裁判長は、 命令で、 非訟事件の申立書を却下しなければ なら ない。

前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(申立ての変更)

6

第四十四条 申立人は、 申立ての基礎に変更がない限り、 申立ての趣旨又は原因を変更することができる。

2 申 立 ての趣旨又は原因の変更は、 非 訟事件の手続の期日においてする場合を除き、 書面でしなければならない。

3 裁 料所は、 申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であるときは、 その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申 立 ての趣旨又は原因の変更により 非訟事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、 裁判所は、 その変更を許さない旨の裁判をするこ

とができる。

第二節 非訟事件の手続の期日

(裁判長の手続指揮権)

第四十五条 非訟事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する

- 2 裁判長は、 発言を許し、 又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。
- 3 (受命裁判官による手続 事 者が非 訟事件の手続 \mathcal{O} 期 月に おける裁判長の 指揮に関する命令に対 し異議を述べたときは、 裁判所は、 その異議について裁判をする。

第四十六条 が は 事実の 第五十一条第三項の規定又は第五十三条第一 調査又は証拠調べをすることができる場合に限 判所は、 受命裁判官に非訟事件の手続の期日における手続を行わせることができる。 項において準用する民事訴訟法第二編第四章第 節から第六節までの規定により受命裁判官 ただし、 事 事実の調 査及び証 拠調べ 7

- 2 前項の場合においては、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。
- (音声の送受信による通話の方法による手続)

第四十七条 ころにより、 、証拠調べを除く。 裁 判所は 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、 を行うことができる。 当事者が遠隔の 地に居住しているときその他相当と認めるときは、 当事者の意見を聴いて、 非訟事件の手 最高裁判所規則で定めると 続 \mathcal{O} 期 日における手

2 非 、訟事件の手続 の期日に出頭しない で前項 の手続に関与し た者は、 その期日に出頭したものとみなす。

(通訳人の立会い等その他の措置)

第四十八 する。 ために必要な陳述をすることができない当事 条 非 **松事件** の手続の 期日における通訳 者 人の立会い等につい 利害関係参加 人、 代理人及び補佐人に対する措置については同法第百五十五条の規定を準 ては民事訴訟法第百五十四条の規定を、 非訟事件の手続関係を明瞭にする 甪

紀三節 事実の調査及び証拠調べ

(事実の調査及び証拠調べ等)

第四十 九 条 裁 判 所 は 職 権で事実の 調査をし、 カュ つ、 申立てにより又は職権で、 必要と認める証拠調べをしなければ ならな

2 当事者は 適 切 か 0 迅 速 な審理 及び 裁 判の 実現の ため 事 実 0 調 査 及び 証 拠調 に協力するものとする

(疎明)

第五十条 疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならない

(事実の調査の嘱託等)

第五十 条 裁判所は 他 . の 地 方裁 判所又は簡易裁判所に事 実 の 調 査 を嘱託することができる。

- 2 前 項 の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、 他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるとき
- 3 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。

は

更に事

実

0

調

査

の嘱託をすることができる

4 前三 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、 裁判所及び裁判長の職務は、 その裁判官が行う。

第五十二条 ときは、 これを当事者及び利害関係参 裁 判 所は、 事実の調査をした場合において、 加 人に通知しなけ その結果が当事者による非訟事件の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認める ればならない

(証拠調べ)

実の

調

査

0)

通

知

第五十三条 二条第一 十二条、 第百八十七条から第百八十九条まで、 項において準用する場合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。 非 訟事 件の手続における証拠調べについては、 第二百七条第二項、 民事訴訟法第二編第四章第一 第二百八条、 第二百二十四条 節から第六節までの規定 を準用する。 (同法第二百二十九条第二項及び第二百三十 同 法第百七十 九 条 第百八

- 2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、 執行停止 の効力を有する。
- 3 当 事 ,者が次の各号の V ずれかに該当するときは、 裁判所は、 <u>二</u> 十 万円以下の過料に処する。
- 規定による提示の命令に従わないとき。 令に従わないとき、 第 一項において準用する民事訴訟法第二百二十三条第一項 又は正当な理由なく第一 項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第 (同法第二百三十一条において準用する場合を含む。 の規定による提出 項 \mathcal{O} 0 命
- ようにしたとき、 n 提 書 「証を妨げる目 出の義務がある文書 又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、 的 で第 (同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件を含む。) を滅失させ、 項において準用する民事訴訟法第二百二十条 その他これを使用することができないようにしたとき (同法第二百三十一条におい その他これを使用することができな て準用する場合を含む。 0 規定によ
- 4 当 事 者が次の各号のい ずれかに該当するときは、 裁判所は、 十万円以下の過料に処する。
- 7 準 正 当な理 用 パする同じ 由 |法第| なく第一 二百 項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項 一十三条第 項の規定による提出の 命令に従わないとき。 (同法第二百三十一条において準 -用する場合を含む。 おい
- が 対 照の用に供することを妨げる目的で対照の用 できないようにしたとき に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、 その他 これを使用するこ
- 三 第 項 に お V) て準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項 (同法第二百三十一条において準用する場合を含む。 の規定による決定に正

当な理由なく従わないとき、 又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

- 5 裁判所は 当事者本人を尋問する場合には、 その当事者に対し、 非訟事件の手続の期日に出頭することを命ずることができる。
- 6 て、 事 同 法第二百九条第 訴訟法第百九十二条から第百九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合につい 項及び第 項の規定は出頭 した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。
- 7 この条に規定するもののほか、 証拠調べにおける過料についての裁判に関しては、 第五編の規定 (第百十九条の規定並びに第百二十条及び

を準用する。

第四節 裁判

第百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。)

(裁判の方式)

第五十四条 裁判所は、非訟事件の手続においては、決定で、裁判をする

(終局決定)

非訟事件が裁判をするのに熟したときは、

終局決定をする。

第五十五条

裁判所は、

2 訟事件中その 裁判所は、 非 が裁判をするのに熟したときも、 訟事件の 部が裁判をするのに熟したときは、 同様とする。 その 部について終局決定をすることができる。 手続の併合を命じた数個の

終局決定の告知及び効力の発生等)

第五十六条 ない。 終 局 決定は、 当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対し、 相当と認める方法で告知しなければなら

よってその効力を生ずる 終局決定 (申立てを却下する決定を除く。 は 裁判を受ける者 (裁判を受ける者が数人あるときは、 そのうちの一 人 に告知することに

2

- 3 申立てを却下する終局決定は、 申立人に告知することによってその効力を生ずる。
- 4 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。
- 5 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(終局決定の方式及び裁判書)

第五十七条 又は調 注書に主文を記載することをもって、 終局決定は、 裁判書を作成してしなければならない。 裁判書の作成に代えることができる。 ただし、 即時抗告をすることができない決定については、 非訟事件の申立書

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

非

- 一主文
- 二 理由の要旨
- 三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

(更正決定)

第五十八条 終局決定に計算違い、 誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、 裁判所は、 申立てにより又は職権で、 いつでも更正決

定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

- 3 更正決定に対しては、 更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り、 即時抗告をすることができる。
- 4 項の申立てを不適法として却下する裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 5 終局決定に対し適法な即時抗告があったときは、 前二項の即時抗告は、 することができない。

(終局決定の取消し又は変更)

第五十九条 裁判所は 終局決定をした後、 その決定を不当と認めるときは、 次に掲げる決定を除き、 職権で、 これを取り消 Ų 又は変更する

ことができる。

- 申立てによってのみ裁判をすべき場合において申立てを却下した決定
- 一 即時抗告をすることができる決定

2

終局決定が確定した日から五年を経過したときは、 裁判所は、 前 項 の規定による取消し又は変更をすることができない。 ただし、 事情の 変

更によりその決定を不当と認めるに至ったときは、この限りでない。

- 3 聴かなければならな 裁判所は、 第一項の規定により終局決定の取消し又は変更をする場合には、 その決定における当事者及びその他の裁判を受ける者の陳述を
- 4 できる者に限り、 第 一項の規定による取消し又は変更の終局決定に対しては、 即時抗告をすることができる。 取消し後又は変更後の決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることが

終局決定に関する民事訴訟法の準用)

第六十条 る。この場合におい 民 事訴訟法第 て、 一百四十七条、 同法第二百五十六条第一 第二百五十六条第一項及び第二百五十八条 項中 「言渡し後」とあるのは、 (第二項後段を除く。) 「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と の規定は、 終局決定について準用す

読み替えるものとする。

(中間決定)

第六十一条 裁 判 所は、 終局決定の前提となる法律関係の争い その他中間 の争いについて、 裁判をするのに熟したときは、 中間決定をすること

ができる。

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(終局決定以外の裁判)

第六十二条 終局決定以外の非訟事件に関する裁判については、 特別の定めがある場合を除き、 第五十五条から第六十条まで (第五十七条第

項及び第五十九条第三項を除く。)の規定を準用する。

2 非訟事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。

3 終局決定以外の非訟事件に関する裁判は、判事補が単独ですることができる。

第五節 裁判によらない非訟事件の終了

(非訟事件の申立ての取下げ)

第六十三条 非 訟事件の申立人は、 終局決定が確定するまで、 申 立ての全部又は 一部を取り下げることができる。 この場合において、 終局決定

がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、 前項の規定による申立ての取下げについて準用する。 この場合にお

て、 同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、 弁論準備手続又は和解の期日 (以下この章において 「口頭弁論等の期日」という。

)」とあるのは、「非訟事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

非訟事件の申立ての取下げの擬制)

第六十四条 非 訟事件の申立人が、 連続して二回、 呼出しを受けた非訟事件の手続の期日に出頭せず、 又は呼出しを受けた非訟事件の 手続の期

日におい て 陳述をしな いで退席をしたときは、 裁判所は、 申立ての取下げがあったものとみなすことができる。

(和解)

第六十五条 非 訟事件における和解については、 民事訴訟法第八十九条、 第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。 この場合にお

V て、 同 .法第二百六十四条及び第7 一百六十五条第三項中 「口頭弁論等」 とあるのは、 「非訟事件の手続」と読み替えるものとする。

2 和 解 を調書に記載したときは、 その 記載は、 確定した終局決定と同 の効力を有する。

第四章 不服申立て

第 節 終局決定に対する不服申立て

第 款 即時抗告

(即時 抗告をすることができる裁判

第六十六条 終局決定により権利又は法律上保護される利益を害された者は、 その決定に対 Ĺ 即時抗告をすることができる。

- 2 申立てを却下した終局決定に対しては、 申立人に限り、 即時 抗告をすることができる。
- 3 手続費用の負担 の裁判に対しては、 独立して即時抗告をすることができない。

ない。

詗

時抗告期間

第六十七条 終局決定に対する即時抗告は、 二週間の不変期間 内にしなければならない。 ただし、 その期間前に提起した即時抗告 の効力を妨げ

2

3

即時 前項 抗告の \hat{O} 期 間 は、 期 間 即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者でない場合にあっては、 は、 即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者である場合にあっては、 申立人 裁判の告知を受けた日から進行する。 (職権で開始した事件においては、 裁判を受ける

が 裁判の告知を受けた日 (二以上あるときは、 当該日のうち最も遅い日) から進行する

即 時 抗 (告の提起の方式等)

第六十八条 即 時抗告は、 抗告状を原裁判所に提出してしなけ ればならない

- 2 抗告状には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 当事者及び法定代理人
- 原 決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨
- 3 即 時 抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、 原裁判所は、これを却下しなければならな
- 4 前 項 \hat{O} 規定による終局決定に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 5 前 項 (T) 即 時 抗告は、 週間の不変期間内にしなければならない。 ただし、 その期間前に提起した即時抗告の 効力を妨げな
- 6 第四十三条第四項から第六項までの規定は、 抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴 訟費用等に関する法律の規定に 従 即時抗告

抗告状の写しの送付等

 \mathcal{O}

提起の手

数料

-を納

付しない場合について準用する。

第六十九 抗告状の写しを送付しなければならない。 条 局 決定に対する即時抗告があったときは、 ただし、 その即時抗告が不適法であるとき、 抗告裁判所は、 原審における当事者及び利害関係参加人 又は即時抗告に理由がないことが明らかなときは、こ (抗告人を除く。 に対し、

の限りでない。

- 2 1 ときは、 裁 級判長は、 命令で、 前項の規定により抗告状の写しを送付するため 抗告状を却下しなければならない の費用 の予納 を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、 その予納がな
- 3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(陳述の聴取)

第七十条 抗告裁判所は、 原審における当事者及びその他の 裁判を受ける者 (抗告人を除く。 の陳述を聴かなければ、 原裁判 所の終局決定を

取り消すことができない

(原裁判所による更正)

第七十一条 原裁判所は 終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは、 その決定を更正しなければならない。

(原裁判の執行停止)

第七十二条 ことができる。 申立てにより、 終局決定に対する即時抗告は、 担 保 を立てさせて、 又は立てさせない 特別の定めがある場合を除き、 で、 即 時抗告に つい 執 て裁判があるまで、 行停止の効力を有しない。 原裁判の執行の ただし、 停止その 抗告裁判 他 必要な処分を命ずる 所又は原裁判所は、

2 判 所の 前項ただし書の規定により担保を立てる場合におい 管轄区 域内の供託所にしなければならない。 て、 供 託をするには、 担保を立てるべきことを命じた裁判所の 所 在地を管轄する地方裁

民 事 訴訟法第七十六条、 第七十七条、 第七十九条及び第八十条の規定は、 前項の 担保につい て準用する。

(第一審の手続の規定及び民事訴訟法の準用)

3

第七十三条 項ただし書及び第六十四条の規定を除く。 (判所の終局決定であるとした場合に即時抗告) 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続につい を準用する。 と読み替えるものとする。 この場合において、 ては、 第五十九条第 特別の 定めがある場合を除き、 一項第二号中 「即時抗告」とあるのは 前章の 規定 (第五十七条第 第 審

条第 及び第三百五条から第三百九条までの 民事 同 法第二百九十二条第二 項及び第六十四条」 訴訟法第二百八十三条、 二項中 と 第二百八十四条、 同法第三百三条第五項中 「第二百六十一条第三項 規定は、 終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用 第二百九十二条、 第百八十九条」 第二百六十二条第一項及び第二百六十三条」とあるのは 第二百九十八条第一項、 とあるのは 「非訟事件手続法第百二十 第二百九十九条第一項 一条」と読み替えるものとす 「非訟事件手続法第六十三 でする。 第三百二条、 この場合において 第 二百三条

る

(再抗告)

第七十四条 法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、 次に掲げる事由 抗告裁判 を理由とするときに限り、 所の終局決定 (その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。 更に即時抗告をすることができる。 法定代理人又は手続代理人による追認があったときは、 ただし、 第五号に掲げる事由については、 手続行為能力、 この限りでな)に対して

一 終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。

\ \ \

- 二 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
- 三 法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。
- 四 専属管轄に関する規定に違反したこと。
- 五. 法定代理権 手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授権を欠いたこと。
- 六 が あること 終局決定にこの法律又は他の法令で記載すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず、 又は理由若しくはその要旨に食い · 違 い
- 七 終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。

3

2

- された再抗告の理 前項の即時抗告 由についてのみ調査をする。 (以下この条及び第七十七条第一 項において「再抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、 抗告状又は抗告理由書に記載
- 段中 受けた裁判所」と読み替えるものとする。 第三百二十二条中 て準用する。 百二十四条、 「非 民事訴訟法第三百十四条第二項、 、訟事件手続法第六十八条第六項」と、 同 「この場合」とあるのは 法第三百二十五条第一項前段中 この場合において、 第三百二十五条第 「前二条」 とあるのは 「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、 項前段、 同法第三百十四条第二項中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは 第三百十五条、 「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは 「非訟事件手続法第七十四条第二項の規定及び同条第三項において準用する第三百二十一条第 同法第三百十六条第二項中 第三項後段及び第四項並びに第三百二十六条の規定は、 第三百十六条(第一項第一号を除く。)、第三百二十一条第一項、 「対しては」とあるのは 「非訟事件手続法第七十四条第一項」 同条第四項中 「対しては、 再抗告及びその抗告審に関する手続につい 「前項」とあるのは 週間の不変期間内に」と、 第三百二十二条、 と、 「差戻し又は移送を 同条第三項後 項 同 法

第二款 特別抗告

(特別抗告をすることができる裁判等)

第七十五 に 憲法 条 0) 解釈 地 0 方裁判所及び簡易裁判所の終局決定で不服を申し立てることができない 誤り があることその他憲法の違反があることを理由とするときに、 最高裁判所に特に抗告をすることができる もの並びに高等裁判所の終局決定に対しては、 その決定

2 0 理 前 由 項 につい 0 抗告 ての 以 み調査をする。 下この項及び次条に おい て 「特別抗告」という。 が係属する抗告裁判所は、 抗告状又は抗告理由書に記載され た特別 抗告

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第七十六条 その抗告審に関する手続について準用する 前 款 の規定 (第六十六条、 第六十七条第一項、 第六十九条第三項、 第七十一条及び第七十四条の規定を除く。) は、 特別抗告及び

2 及び同 とあるのは 二項」とあるのは 関する手続について準用する。 百二十五条第 (事訴訟法第三百十四条第二項、 法第七十六条第一 「対しては 一項 前段、 「非訟事件手続法第七十六条第一 二項において準用する第三百二十一条第一 第 週間の不変期間内に」と、 項、 この場合において、 第三項後段及び第四項、 第三百十五条、 項において準用する同法第六十八条第六項」と、 同法第三百十四条第二項中 第三百十六条 同法第三百二十二条中 第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、 項」 (第一項第 と、 同法第三百二十五条第一 「前二条」とあるのは 一号を除く。 「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第)、第三百二十一条第 項前段及び第一 「非訟事件手続法第七十五条第二項の規定 同法第三百十六条第二項中 一項、 二項中 特別抗告及びその抗告審に 第三百1 「第三百十二条第 一十二条、 「対しては」 第三 項

第三款 許可抗告

所

が

:裁判をする場合」と、

同

条第四項中

「前項」とあるの

は

「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

又は第二項」とあるのは

「非訟事件手続法第七十五条第一

項」

と

同条第三項後段中

「この場合」とあるのは

「差戻し又は移送を受けた裁判

(許可抗告をすることができる裁判等)

第七十七条 決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限 その高等裁判所が 高等裁判 所の終局決定 次項の規定により許可したときに限り、 (再抗告及び次項 の申立てについての決定を除く。 最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、 る。 に対しては、 第七十五条第 その決定が地方裁判 項の規定による場合の 所 \mathcal{O} ほ

- 所であ 前項 抗告を許可 る高等裁 (T) 高等裁判所は なけ 判 所 の判 れ んばなら 同項の終局決定について、 例 ない と相反する判 断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には 最高裁判 所の判例(これがない場合にあっては、 大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判 申立てにより
- 3 前 項 0 申立 てに おいては、 第七十五条第 項に規定する事 曲を理 由とすることはできない。
- 4 第 項 0 規定による許 可 が かあっ た場合には、 第 項の 抗告 以 下この条及び次条第 一項において「許可抗告」という。 が あっ たものとみ

なす。

0)

4

調

査をする

時

抗告の

規定及び民事訴訟法の準用

- 5 許可 ・抗告が係属する抗告裁判所は、 第二項の規定による許可 の申立書又は同項の申立てに係る理由書に記載された許可抗告 0 理 由に 7
- 6 許可 ・抗告が係属する抗告裁判所は、 終局 決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、 原決定を破棄することができる。

第七十八条 る 第七十七条第二項の規定による許可の申立書」 立て」と、 規定を除く。 項並びに第七十二条第一項本文中 第七十二条第一項ただし書並びに第七十三条第一 第) は、 款 の規定 許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、これらの規定中 (第六十六条、 「即時抗告」とあり、 第六十七条第一 Ł, 第六十七条第二項及び第三項、 項、 項前段及び第二項中 第六十八条第四項及び第五項、 及び第六十八条第六項中「即時抗告の提起」とあるのは 「即時抗告」とあるのは 第六十八条第一項、 第六十九条第三項、 第二項第二号及び第三項、 「許可抗告」と読み替えるものとす 第七十一条並びに第七十四 「抗告状」とあるの 「第七十七条第二項の 第六十九 は 申 条 条

第二項、 この場合」とあるの 規定による許可をする場合について、 十五条第 とあるのは 民事 同 訴訟法第三百十五条及び第三百三十六条第二項の規定は前条第二項の申立てについて、 法第三百十八条第四項後段中 と読み替えるものとする。 第三項後段及び第四項並びに第三百二十六条の規定は前条第二項の規定による許可があった場合について準用する。 一項 「非訟事件手続法第七十七条第五項の規定及び同法第七十八条第二項において準用する第三百二十一条第一項」と、 前段及び第 は 「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」 二項中 「第三百十二条第一 「第三百二十条」とあるのは 同法第三百十八条第四項後段、 項又は第二項」 「非訟事件手続法第七十七条第五項」と、 とあるのは 第三百二十一条第一項、 と 「非訟事件手続法第七十七条第二項」 同条第四項中 同法第三百十八条第三項の規定 第三百二十二条、 「前項」とあるのは 同法第三百二十二条中 第三百二十五条第 ے کر 「差戻し又は移送を受けた 同条第三項後段中 この場合にお は前 同法第三百二 条第一 前前 項 前段、 条 項

7.二節 終局決定以外の裁判に対する不服申立て

(不服申立ての対象)

第七十九条 終 局 決定以外 の裁判に対しては、 特別の 定め がある場合に限 り、 即時抗告をすることができる。

(受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

第八十条 ただし その 命 裁判が 裁 判官又は受託裁判官の 非訟事件が係属し てい 裁判に対して不服がある当事者は、 る裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る 非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 3 1 最高裁 る裁 判所」 判所又は高等裁判 とあ るの は 所に非訟事件が係属している場合における第一項の規定の適用については、 地方裁判所」 とする。 同項ただし書中 「非訟事件が係属して

(即時抗告期間)

第八十一条 効力を妨げない。 終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、 週間 一の不変期間内にしなければならない。 ただし、 その期間前に提起した即時抗告の

(終局決定に対する不服申立ての規定の準用)

第八十二条 及び第七十八条第 前節 の規定 一項において準用する場合を含む。) (第六十六条第 項及び第二項、 の規定を除く。 第六十七条第一項並びに第六十九条及び第七十条 は、 裁判所、 裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する (これらの規定を第七十六条第 項

第五章 再審

- 服申立てについて準用する

(再審)

第八十三条 確 定した終局決定その 他の裁 判 (事件を完結するものに限 る。 第五項におい て同じ。 に対しては、 再審の申立てをすることが

2 再審の手続には、 その性質に反しない限 ŋ, 各審級における非訟事件の手続に関する規定を準用する。

- 3 審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。 11 民事 て準 千用する。 訴訟法第四編 この場合において、 畑の規定 (同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。 同法第三百四 十八条第 項 单 「不服申立ての限度で、 は、 本案の審理及び裁判をする」とあるのは 第一項の再審の申立て及びこれに関する手続につ 「本案の
- 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一 項の 再審開始の決定に対する即時抗告は、 執行停止の効力を有する
- 5 ては、 第三項にお 当 該終局決定その他の裁判に対 いて準用する民事訴訟法第三百四十八条第二 し即時抗告をすることができる者に限り、 |項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の 即時抗告をすることができる 申 立 てを棄却する決定に対

(執行停止の裁判)

第八十四 保を立てさせて、 0 点につき疎 条 裁 料所は、 明 が 若しくは立てさせないで強制執行 あ ŋ 前 条第 カゝ つ、 項の再審の申立てがあった場合において、 執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、 0 時 の停止 を命じ、 又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることがで 不服の理由として主張した事情が法律上 理 一由があるとみえ、 申立てにより、 事実上 担

きる。

- 2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、 不服を申し立てることができない。
- 3 第七十二条第二項及び第三項の規定は、 第一 項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保につい て準用する。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 電気通信 有線、 無線その他の電磁的方式により、 符号、 音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 電気通信設備 電気通信を行うための機械、 器具、 線路その他の電気的設備をいう。
- 兀 三 電気通信役務 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、 その他電気通信設備を他人の通信 (放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) 第百十八条第一 の用に供することをいう。 項に

規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。)をいう。

Ŧī. 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、 第九条の登録を受けた者及び第十六条第一 項の規定による届出をした者をいう。

○会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

六

電気通信業務

電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

(定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 外国会社 外国 の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、 会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

三~三十四 (略)

〇いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)(抄)

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、 当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、 発信された情報の高度の流通 性 発信者の 匿

処 名性その (することができるよう、 他 (T) インターネットを通じて送信される情報の れらの者に対 必要な啓発活動を行うものとする 特性を踏まえて、 インターネットを通じて行われるいじめを防 止 し、 及び効果的 品に対

- 0 取組を支援するとともに、 玉 及び地方公共団体は、 児童等がインター インター -ネット を通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制 ネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関 の整備に努めるも のとする。 又は 関 係 寸 体
- 8 条第 イ 又 は 発信 項 ネットを通じていじめが行われた場合において、 に 者情報 規 定す る発信者情報をい (特定電気通信役務提 . う。 供者 0) 開 の損害賠償責任 示を請求し 当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、 ようとするときは、 0 制限及び発信者情報の開示に関する法律 必要に応じ、 法務局又は地方法務局の協力を求めることが (平成十三年法律第百三十七号) 当該いじめに係る情 報の 削除 を 第 求

○私事性 的 画 像 記 録 の提供等による被害の 防止に関する法律 (平成二十六年法律第百二十六号)

特定電気通

信

没務

提供者の

損害賠

償責

任

. (7)

制限及び発信者情報の

開

示に関する法律の

第四 より 条第 が 特定電気通信 るときは 当該情報の不特定の者に対する送信 条 送信を防 一号に規定する特定電気通信をいう。 定電 賠 近止され 気通信 償 役 務提 の責めに任じない 供者 た情報の 役務提供者の損害賠償責任 (同法第) 発信者 二条第三 (同条第四号に規定する発信者をいう。 を防 一号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。 止 以下この条において同 するために必要な限度におい の制限及び発信者情報 ر ال)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、 の開 て行われたものである場合であって、 示に関する法律第三条第二項及び第三条の二第 以下この条におい 以下この条において同じ。 て同じ。 に生じた損害については、 次の各号の は 一号の場合 特 1 ず 定 れにも該当 電 当 気 当該 該 通 \mathcal{O} 措 ほ 以 措 置 置 す

- 的 害された旨、 的 画 特定電気通信による情報であって私事 という。 像侵害情 画 限る。 像侵 害 報送信 情 名誉等が侵害されたとする理由及び当該私事性的 報等」 カュ を侵害されたとする者 6 防止措置」 という。 当該名誉等を侵害したとする情報 という。 を示し (撮影対象者 性的 て当該特定電気 を講ずるよう申 画像記録に (当該撮影対象者が死亡している場合にあっては、 通信役 に係るも (以下この号及び次号におい 出が 務 画 $\tilde{\mathcal{O}}$ あったとき 提供 像侵害情報が私事性的 \mathcal{O} 流 公者に対 通によって自己の名誉又は私生活の平穏 L 私事 性的 7 画 画 「私事性的画像侵害情報」という。 像侵 像記録に係るものである旨 害情報の送信 その配偶者、 を防 (以下この 止 立する措 直 (次号にお . 系 号に 置 の親族又は兄弟 以 お 下 名誉等が . て 7 私 事 私 性 侵 姉
- 報送信防 該 特定 止 電 気通 措置 を講ずることに同 信 役務提供者が、 意するかどう 当 該 私事 性 的 n 画像侵 かを照会し 医害情 たとき 報 \mathcal{O} 発信 者に対 し当該私事 ,性的画像侵害情報等を示して当該私事 性的 画 像侵

い旨の申出がなかったとき。